

各都道府県子供の貧困対策主管課
各政令指定都市子供の貧困対策主管課

御中

内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項及び第2項に基づく
都道府県計画及び市町村計画の策定について

平素より、子供の貧困対策の推進に御理解と御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

今般の「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）（別添1）を受け、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項及び第2項に定める都道府県計画及び市町村計画については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、また、各地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることについて、令和元年6月19日付け事務連絡（別添2）においても既に同趣旨の通知をしているところですが、改めて通知いたします。

各地方公共団体におかれては、子供の貧困対策を効果的に推進するため、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を確保しつつ、地域の実情に即した施策の実施に資する計画の策定・推進が図られるようお願いいたします。なお、計画の策定に当たっては、地域子供の未来応援交付金（別添3）も御活用いただけるほか、策定方法等に係る御相談は、随時、内閣府において承っております。

各都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に周知いただきますようお願いいたします。

以上

<本件連絡先>

(内閣府) 内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付 田原・高木
Tel:03-5253-2111(38222, 38218)
(文部科学省) 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 片山・藤代
Tel:03-5253-4111(3406, 3608)
(厚生労働省) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 原田・中村
Tel:03-5253-1111(4882, 4867)

<関係部分抜粋>

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

〔令和2年12月18日
閣議決定〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和2年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」（令和元年12月20日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

（2～4 略）

5 義務付け・枠付けの見直し等

（略）

【内閣府】

（（1）～（9）略）

（10）子どもの貧困対策の推進に関する法律（平25法64）

子どもの貧困対策についての計画（9条1項及び同条2項）については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。

（後略）

<参考URL>

内閣府ホームページ 地方分権改革に関する閣議決定等掲載ページ

令和2年12月18日閣議決定

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

事務連絡
令和元年6月19日

各都道府県子供の貧困対策主管課
各政令指定都市子供の貧困対策主管課

御中

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について

超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が第198回国会において成立し、本日令和元年法律第四十一号として公布されました。

今般の改正においては、子供の貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子供一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記するほか、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項に子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されております(別添1～3御参照)。

引き続き、内閣府、文部科学省、厚生労働省を中心に関係省庁が連携し、新たな子供の貧困対策に関する大綱の策定に向けて取り組むとともに、子供の貧困対策を総合的に推進してまいります。

なお、各都道府県・政令指定都市におかれましては、既に子供の貧困対策についての計画を定めていただいているところでございますが、今般努力義務とされた市町村における子供の貧困対策についての計画について、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に基づく行動計画や子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に基づく子ども・子育て支援事業計画等、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定して差し支えないものいたします。また、計画策定に当たって、地域子供の未来応援交付金(別添4)も御活用いただけます。この旨、域内の市区町村(指定都市を除く)に周知いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

<本件連絡先>

(内閣府) 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(子どもの貧困対策担当)付 井関・安藤
Tel:03-5253-2111(38222, 38218) Fax:03-3581-1609

(文部科学省) 文部科学省総合教育政策局男女共同参画
共生社会学習・安全課 片山・横畠
Tel:03-5253-4111(3406, 3608) Fax:03-6734-3719

(厚生労働省) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 佐々木・川畑
Tel:03-5253-1111(4882, 4868) Fax:03-3595-2663

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 概要

本法案の提出の背景

- ・ 2013年に子ども貧困対策推進法が制定された際、法施行後5年を経過した場合の見直し条項が規定
- ・ 関係団体からも、子ども貧困対策推進法の見直しを求める声



より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を！
子どもの住む地域にかかわらず全国的に！

本法案の主な内容

1 目的・基本理念の充実

- (1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。
- ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ② 貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
- ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
 - ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
 - ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

2 大綱の記載事項の拡充等

- (1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子ども等の大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。

(2) 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

3 市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。（都道府県については、既に措置済み）

4 具体的施策の趣旨の明確化等

教育支援	教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
生活支援	子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
就労支援	就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
調査研究	指標に関する研究を行う旨を明確化

5 検討規定

本法施行後5年を目途に見直し検討条項を規定する。

※ 本法公布後3月以内に政令で定める日から施行

○子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 <u>子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。</u></p> <p>2 <u>子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就業の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、<u>貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 <u>〔新設〕</u></p> <p>① <u>子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現すること</u></p>

生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3| 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4| [略]

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

を旨として講ずることにより、推進されなければならない。

[新設]

2| [同上]

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 5 [略]

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

[新設]

3 5 [略]

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

[新設]

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に安定に資するための支援に必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活にに関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

(設置及び所掌事務等)

第十五条 [略]

2～5 [略]

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

(設置及び所掌事務等)

第十五条 [略]

2～5 [略]

[新設]